

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

子どもは未来の社会をつくる存在です。生まれ育つ環境により、子どもの将来が閉ざされることのないよう、健やかに成長する環境づくりを進めることが社会全体の責務となっております。

令和元年の「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率*は13.5%であり、国全体で7人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らす貧困の状態であることが明らかになりました。「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年12月 内閣府政策統括官（政策調整担当））によると、新型コロナウイルス感染症の影響で、最も収入の低い水準の世帯やひとり親世帯の生活状況がさらに厳しくなっている可能性が述べられています。

十和田市（以下「本市」という。）が令和3年度に実施した「十和田市子どもの貧困対策推進計画策定調査」の結果を見ると、回答した子育て世帯のおよそ1割が困窮家庭に該当しており、その周辺家庭を含めると、およそ1/4が生活に困難を感じているという実態が浮かび上がりました。

こうした本市の実態と近年の社会状況を踏まえながら、平成25年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」及び青森県の動向も勘案した上で、子どもの貧困対策の方向性を定める「十和田市子どもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

*子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分に満たない子どもの割合。

2 計画の位置付け

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」の第9条の2に定める「市町村子どもの貧困対策についての計画」に該当します。

*子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)

第9条の2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

本市においては、市政の最上位計画である「第2次十和田市総合計画」(平成29年度～令和8年度)に掲げる『基本目標2 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち(子育て・教育)』を推進する個別計画となる「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を補完する計画に位置付けます。また、教育、保健・医療・福祉、就労支援等、各分野の計画・施策と整合性を図っています。

3 計画期間

本計画は「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を補完するものとして計画されますが、取組部分に重複部分が多くあること、密接な連携のもとにあればより効率的に施策が実施されることから、「第三期十和田市子ども・子育て支援事業計画」へ統合するものとします。

このことにより、計画期間は、令和5年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする2年間とします。

■計画期間

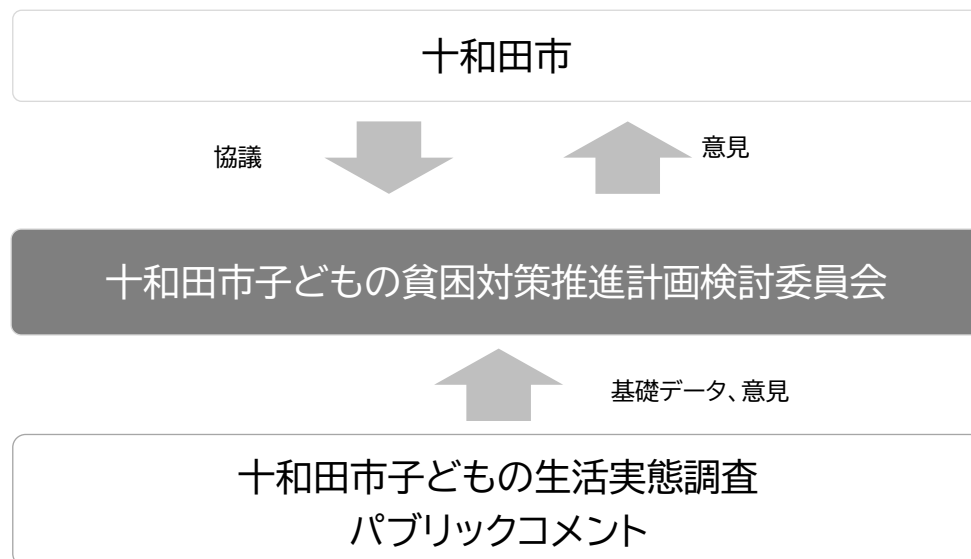
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
十和田市総合計画	第2次			第3次			
十和田市子ども・子育て支援事業計画	第二期		第三期				
十和田市子どもの貧困対策推進計画	本計画						

4 計画の策定方法

◇十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会の設置

本計画を幅広い観点から議論するため、学識経験者や関係団体等で構成する「十和田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会」を設置し、計画策定に向け協議を行いました。

■計画の策定体制



◇十和田市子どもの貧困対策推進計画策定調査の実施

本市の子どもの貧困に関する実態を把握するため、子ども本人と保護者対象に「十和田市子どもの生活実態調査」（以下「生活実態調査」という。）を実施しました。

■生活実態調査の実施概要

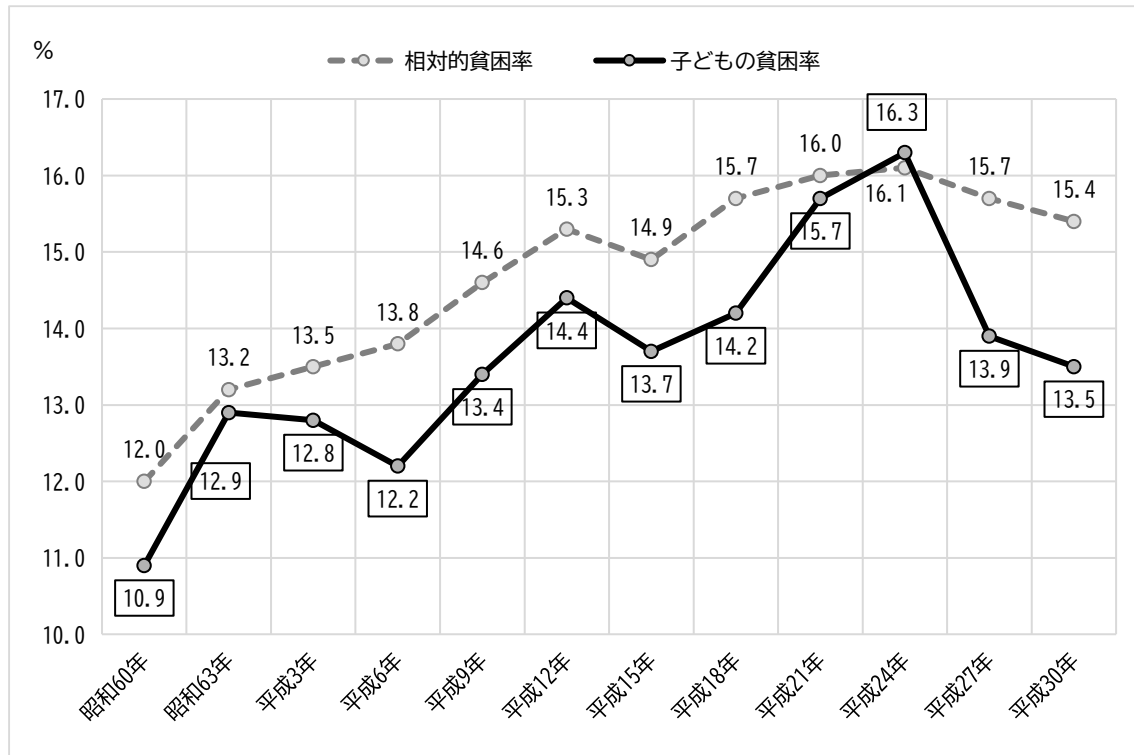
対象者	子ども本人 956名(小学5年生472名、中学2年生484名)
	小学5年生、中学2年生の子どもがいる保護者世帯 956世帯
調査期間	令和3年10月15日～11月30日
回収数	子ども調査 598件(回収率:62.6%)
	保護者調査 627件(回収率:65.6%)

5 国、県の動向

(1)国の動向

令和元年国民生活基礎調査において、平成30年の子どもの貧困率は13.5%となり、過去最高を更新した平成24年に比べて2.8ポイント改善が見られたものの、未だ、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあります。

■相対的貧困率と子どもの貧困率の推移(全国)



資料 厚生労働省 令和元年国民生活基礎調査

*相対的貧困率は、一定基準(貧困線:等価可処分所得が中央値の半分)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。

こうした中、少子化が改善される兆しのみえない将来の日本において、子どもの貧困が社会経済活動の基盤となる人材確保に深刻な影響を及ぼすことから、子どもの貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」が施行されました。

***子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)**

(基本理念)

第2条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

令和元年6月に法律の一部改正が行われ、同年11月、「子供の貧困対策に関する大綱」が改定されました。この大綱に基づき、「教育の支援」、「保護者の就労の支援」、「生活の支援」、「経済的支援」を柱とする対策が全国で進められています。

■子供の貧困対策に関する大綱(概要)(令和元年11月29日閣議決定) >

<p>I 目的・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。 	
<p>II 基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援 ○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○ 地方公共団体による取組の充実 など 	<p>IV 指標の改善に向けた重点施策</p> <p>教育の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障 ○ 高等学校等における修学継続のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援 ○ 大学等進学に対する教育機会の提供 ○ 特に配慮を要する子供への支援 ○ 教育費負担の軽減 ○ 地域における学習支援等 <p>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業生活の安定と向上のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 ○ ひとり親に対する就労支援 ○ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 <p>生活の安定に資するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等 ○ 保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立支援、保育等の確保 等 ○ 子供の生活支援 ○ 子供の就労支援 ○ 住宅に関する支援 ○ 児童養護施設退所者等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援 ○ 支援体制の強化 <p>経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ○ 養育費の確保の推進 ○ 教育費負担の軽減
<p>III 子供の貧困に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率 ○ 高等教育の修学支援新制度の利用者数 ○ 食料又は衣服が買えない経験 ○ 子供の貧困率 ○ ひとり親世帯の貧困率 など、39の指標 	<p>施策の推進体制等</p> <p><子供の貧困に関する調査研究等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○ 地方公共団体による実態把握の支援 <p><施策の推進体制等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援 ○ 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ○ 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し

(2)青森県の動向

青森県は、平成28年3月の「青森県子どもの貧困対策推進計画」策定に続き、令和3年3月に「第2期青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

■第2期青森県子どもの貧困対策推進計画(抜粋)

基本理念	ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進します。
基本方針	国の大綱に示されている4つの重点項目に、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえた5つの重点項目を定めた。 Ⅰ 教育の支援 Ⅱ 生活の安定に資するための支援 Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 Ⅳ 経済的支援 Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援